

(別紙5)

北海道における効果的な捕獲に係る市町村連携計画（評価報告）
（効果的捕獲促進事業）

1 対象指定管理鳥獣の種類、計画の実施期間及び対象地域

指定管理鳥獣名	ニホンジカ（エゾシカ）
実施時期	令和6年10月～令和7年2月
連携市町村名	真狩村、留寿都村、ニセコ町
事業費	7,867,000円

注1：対象市町村は、協議会に参加する市町村とする。

注2：対象市町村の位置が分かる図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の目的・目標、実施状況、効果、課題等

当該区域では主要作物のじゃがいもをはじめとした根菜類を中心にエゾシカの農業被害が増加している。エゾシカの多くは当該区域南側（胆振総合振興局管内洞爺湖町、豊浦町、伊達市大滝地区）からの流入個体と推測され、将来的には羊蹄山の貴重な高山植物帯への植生被害の発生も懸念される。このことから、羊蹄山の裾野のほか、当該区域南側において捕獲を実施し、個体数削減と流入抑止を図る必要がある。

しかし、当該区域は畑や人家に隣接するため、銃の使用が難しいことから、地元狩猟者による捕獲ができない状況にある。

このことから、エゾシカの出没状況により機動的な設置や移設が可能な、くくりわなに加え、はこわな、囲いわなを用い、30頭を捕獲することを目標に事業を実施した。

注：捕獲によって軽減・低減したい被害・密度（目的・目標）とそのために必要な捕獲数、捕獲の実施状況、目的・目標に向けた事業の効果及び課題等を記載すること。

3 連携体制

協議会の名称及び 設立年月	構成機関の名称	役割分担
令和5年5月	北海道後志総合振興局	協議会運営全般、 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の実施
	真狩村、留寿都村、ニセコ町	被害状況の把握 町村の事業による捕獲対策の検討 町村内猟友会等の利害関係者調整 指定管理鳥獣捕獲等事業実施候補地の選定

注：既に協議会規約が策定されている場合は、添付すること。

4 市町村との連携の目的・具体的な取組内容・効果等

町村と連携し、地域住民への連絡周知、実施候補地の選定や利害関係者との調整を行うことで、事業を円滑に実施することができた。

また、複数町村と情報共有を行ったことで、本事業に対する理解醸成や捕獲対策への協力推進につながった。次年度以降新たな候補地・手法での捕獲を検討するなど、取組を推進することができた。

注：2の課題等を踏まえた市町村との連携による効果的な捕獲の目的と取組（実施場所、実施内容、捕獲組織・体制、捕獲方法、市町村の連携方法等）、想定される効果等を具体的に記入すること。

5 技術の効果の検証・評価方法/結果

捕獲目標頭数には達しなかったが、手法別にみると、くくりわなの捕獲目標達成率は131%であった。銃による捕獲が困難な自然公園区域の隣接地や他管内からの流入個体、また、秋期においてエゾシカが季節移動する本事業範囲において、最も効率的な捕獲方法はくくりわなであると考えられた。

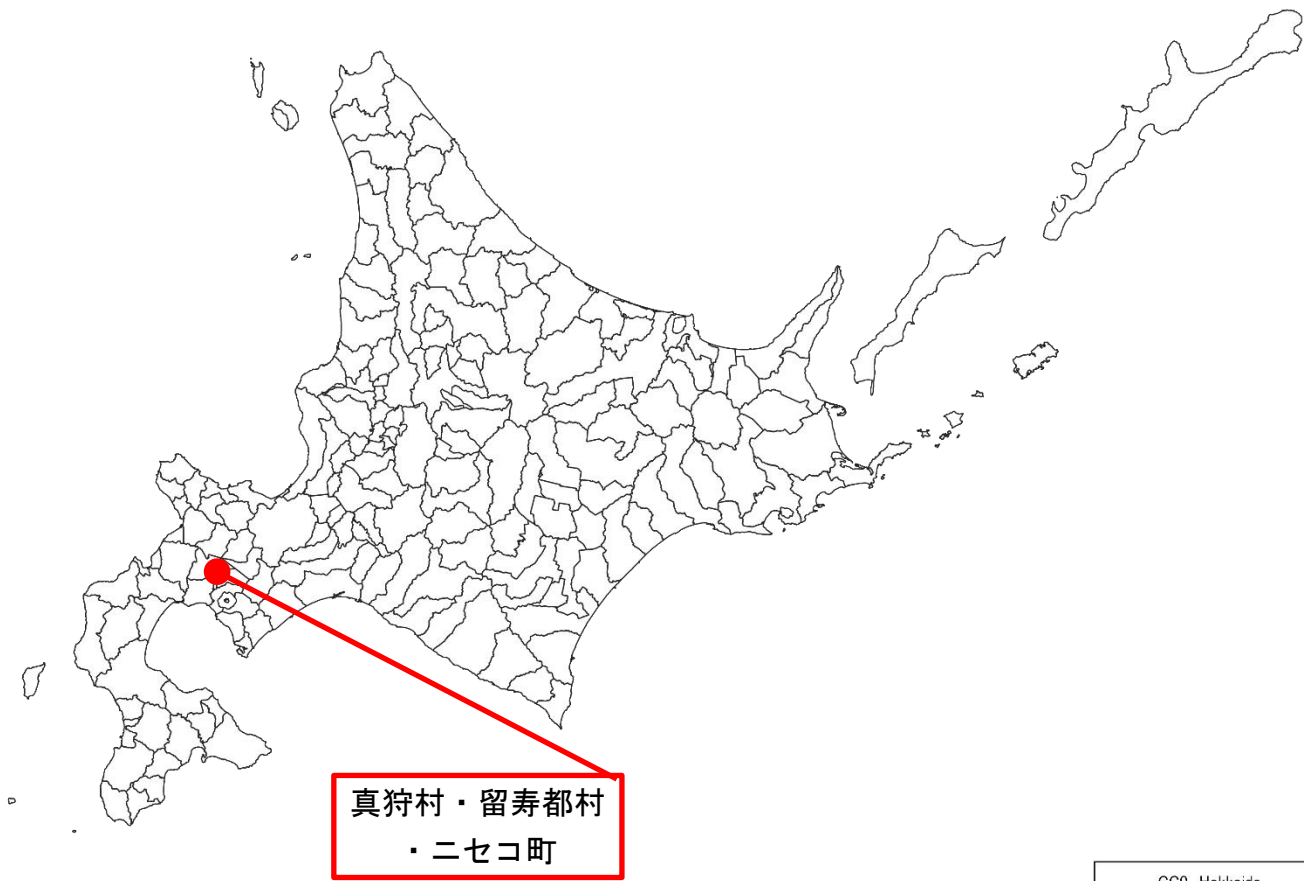
今後は、今年度に効果的であったくくりわなによる捕獲を継続実施し、より効果的なくくりわなの捕獲方法を引き続き検討するほか、多数のエゾシカを一度に捕獲することが可能な大型囲いわなによる捕獲を本地域において試み、くくりわな以外のわなによる効率的な捕獲が可能か検討していく必要がある。

注：3及び4を踏まえ、実施結果の確認方法や目的・目標に対する効果の検証・評価方法を記入すること（事業終了後の評価報告においては、その評価結果を具体的に記入すること。）。

6 その他

注1：市町村との連携に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。



(別紙5添付)

効果的捕獲促進事業（市町村連携タイプ）対象市町村位置図

後志管内（真狩村・留寿都村・ニセコ町）指定管理鳥獣対策協議会規約

令和5年5月31日施行

（名 称）

第1条 この協議会は、後志管内（真狩村・留寿都村・ニセコ町）地域指定管理鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）という。

（目 的）

第2条 後志管内（真狩村・留寿都村・ニセコ町）において、北海道がエゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「当事業」という。）を効果的に実施するに当たり、関係機関による連携協力を図るとともに、地域内の被害防止に向けた調整を行うことを目的とする。

（所管事務）

第3条 協議会は前条に掲げる目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）被害状況、被害対策、捕獲情報等の収集と蓄積
- （2）効果的な捕獲に取り組むための調査、研究
- （3）捕獲効果の検証・評価
- （4）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に関する助言
- （5）その他協議会が定める業務

（協議会会員）

第4条 協議会の会員は別紙に掲げる者をもって組織する。

（運 営）

第5条 協議会には会長を置く。

会長は北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課長とする。

- 2 協議会の開催は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長は、協議会の座長を務めるものとする。
- 5 会長は必要があると認める場合は、専門家等に協議会への出席を求めることができる。
- 6 会長は、指名により職務代理者を置く。

（事 務 局）

第6条 協議会は、事務局を北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

（そ の 他）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年5月31日から施行する。

この規約は、令和6年6月26日より施行する。

別紙

	団体名	会 員	備考
1	北海道後志総合振興局	保健環境部環境生活課長	会長
2	真狩村産業課	畜産林務係	
3	留寿都村農林課	農林係	
4	ニセコ町農政課	畜産係	
5	北海道猟友会倶知安支部	真狩分会	
6		留寿都分会	
7		ニセコ分会	
8	環境省洞爺湖管理官事務所		
9	北海道後志総合振興局森林室	管理係	
	北海道後志総合振興局 保健環境部環境生活課	自然環境係	事務局